

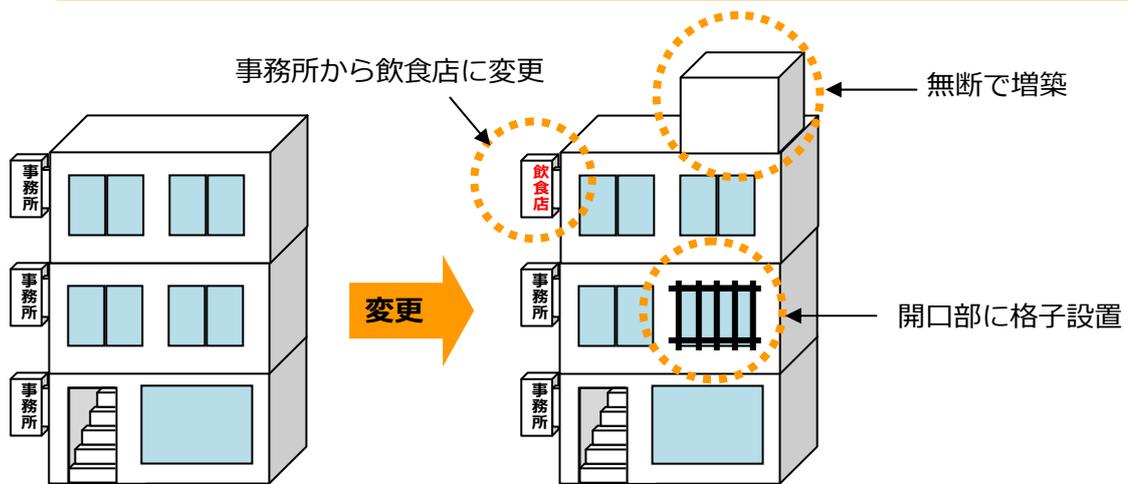
知らない間に消防法違反に！？

－筑紫野太宰府消防本部からのお知らせ－

建物に新たにテナントが入居する、使用する用途を変更する、又は建物を増改築することにより、知らない間に消防法違反となる場合があります。これらをお考えの方は、まず、**消防署に相談**してください。



消防法違反の例



●新たに不特定多数の方が利用する飲食店や物品販売店などが入居したり、無断で増築したり、開口部を変更したり、いずれか一つの変更であっても、屋内消火栓設備や自動火災報知設備など、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。



消防法に違反した場合

●違反建物を公表

消防本部のホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性をお知らせする場合があります。

ホームページで公表



●行政処分の対象

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。



必要な届出

●店舗や事務所等を新たに始める場合、「防火対象物使用開始届出書」を使用開始の日の7日前までに管轄の消防署へ届け出る必要があります。

また、消防法に基づき新たに消防用設備等を設置する場合も、着工届、設置届を届け出る必要があります。

まずは、消防署へ相談しましょう。

消防署への相談なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます。

